

VI 情報公開制度と個人情報保護制度

(1) 情報公開制度に関する規定

京都市は、市政に関する情報を積極的に提供することが市民の福祉の増進と地方自治の健全な発展に不可欠であるという認識のもとに、「京都市情報公開条例」(以下「情報公開条例」という。)を定めている。

情報公開条例には、京都市が出資金、資本金その他これらに準じるもの 4 分の 1 以上を出資している法人で、当該法人に対し京都市が行っている以上の出資を行っているものがないものについては、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならないと定められている（情報公開条例第 36 条、同条例施行規則第 18 条）。

住宅サービス公社及び住宅供給公社においては、いずれも平成 15 年 4 月 1 日に情報公開に関する規程を施行しており、今後は、制度の適正な運用を図ることが望まれるところである。

(2) 出資法人の情報公開

出資法人は、自治体の事業の一翼を担って活動しているのであるから、公開の申し出があった場合には誠実に対応するのは当然であり、更に、その業務の性質上、自治体の立場とはやや異なる面から積極的に自らの事業内容について情報提供を行うことが必要と思われる。

当該出資法人の財務状況のみならず、諸活動の状況を広く外部に示していくことが、市民の信頼と理解を深めることにつながるものと考える。

(3) 住宅サービス公社及び住宅供給公社の情報提供

住宅サービス公社は、京都市の市営住宅の維持管理業務を受託し、その環境を良好な状態に維持するとともに、市民の住環境の整備及び向上のために必要な事業を行うことにより、市民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

また、住宅供給公社は、居住環境の良好な集団住宅とその用に供する宅地を勤労者に供給して、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

したがって、両公社における情報提供の内容としては、出資法人としての運営が適切に行われているかどうかということにとどまらず、設立目的に沿った諸活動について、市民の信頼と理解を深めることを目的として、それに足る内容をより積極的に市民に公表していくべきである。

(4) 住宅サービス公社及び住宅供給公社の個人情報保護制度

住宅サービス公社及び住宅供給公社においては、個人情報保護に関する規程が平成15年4月1日に施行されたところである。

個人情報保護規程は、基本的人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示及び訂正の申出の手続きを明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び公社の事業の公正かつ適正な運営に資することを目的に制定されたものである。

住宅サービス公社においては、市営住宅の管理に関する事務を行うに際し、入居者及び入居申込者に係る家族構成、収入、勤務先といった多岐にわたる個人情報並びに保証人及び保証人として予定されている者に係る個人情報を取り扱っている。

また、住宅供給公社においても住宅や土地の分譲、あるいは特定優良賃貸住宅などの募集、管理等に係る業務を行うに際し、住宅サービス公社と同様の多岐にわたる個人情報を取り扱っている。

したがって、両公社においては個人情報の取扱いについては慎重な対応が求められる。更に、個人情報の管理についても、保有しているデータが漏えいしたり、また、システムに不正にアクセスされ、データが破壊されたり改ざんされることのないよう十分な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について職員の認識を深めるよう研修等を行う必要がある。